平成２９年（フ）第２３４号
三重県津市一志町片野408番地１　プレジール一志105号
破産者　武田　洋子
１　決定年月日　平成30年３月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第２３９号
三重県津市片田町22番地１
破産者　黒川　翔太（旧姓志戸岡）
１　決定年月日　平成30年３月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所破産係

平成２９年（フ）第８４号
三重県名張市中知山610番地
破産者　萩森美由紀
１　決定年月日　平成30年３月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所伊賀支部

平成２８年（フ）第８号
三重県四日市市新正４丁目６番８号
破産者　株式会社ディッグアップ
１　決定年月日　平成30年３月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２９年（フ）第１６７号
三重県桑名市大字増田440番地
破産者　フクダ株式会社
１　決定年月日　平成30年３月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所四日市支部破産係

平成２９年（フ）第８８号
山口県防府市栄町１丁目６番７号
破産者　栄町商店街振興組合
１　決定年月日　平成30年３月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
山口地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第１２２号
香川県小豆郡土庄町甲1776番地
破産者　有限会社海南荘
１　決定年月日　平成30年３月９日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
高松地方裁判所民事部破産・再生係

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２９年（フ）第１７５号
長野市篠ノ井塩崎3134番地１
破産者　荒井　寛治
１　決定年月日　平成30年３月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長野地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第４１０号
福岡県遠賀郡水巻町吉田東１丁目６番７号　菊栄荘102号
破産者　川上　俊夫
１　決定年月日　平成30年３月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２９年（フ）第６３８号
北九州市小倉北区都１丁目13番１―103号
破産者　安部三枝子
１　決定年月日　平成30年３月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２９年（フ）第５２号
長崎県諫早市貝津町3041番地１
破産者　濵口ひとみ
１　決定年月日　平成30年３月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２９年（フ）第６９号
長崎県大村市桜馬場１丁目218番地１　桜馬場団地Ａ棟106号
破産者　立石和佳子
１　決定年月日　平成30年３月７日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
長崎地方裁判所大村支部破産係

平成２９年（フ）第５５０号
仙台市青葉区柏木３丁目７番22―312号
破産者　佐藤　　光
１　決定年月日　平成30年３月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２９年（フ）第９２６号
仙台市若林区上飯田４丁目２－５、住民票上の住所仙台市青葉区鷺ケ森２丁目22番38号　グレース鷺ケ森201
破産者　酒井　智宏
１　決定年月日　平成30年３月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２６年（フ）第１７４号
山形市松波４丁目６番19―403号　ヴァン・ヴェールⅠ、開始決定時の住所山形市蔵王温泉48番地
破産者　伊藤　尚人
１　決定年月日　平成30年３月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
山形地方裁判所民事部

平成２９年（フ）第２２８９号
神奈川県藤沢市湘南台２丁目１番地の10　アリーナ湘南805号室
破産者　五味　正巳
１　決定年月日　平成30年３月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第３０１５号
神奈川県茅ヶ崎市平和町１番８号
破産者　筑井　　誠
１　決定年月日　平成30年３月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成３０年（フ）第１６号
横浜市港南区日野９丁目47番22号　シャルマン港南台201号室
破産者　片桐　弘貴
１　決定年月日　平成30年３月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２９年（フ）第１７号
新潟県加茂市高須町１丁目２番Ａ―36号、開始決定時の住所新潟県加茂市旭町12番４号
破産者　目黒　　明
１　決定年月日　平成30年３月８日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
新潟地方裁判所三条支部